

雇用保険は社会保障を構成する1つです。雇用保険制度の仕組みや給付について説明していきます。

2.6.1 雇用保険制度

▶▶ 雇用保険制度とは、失業等をしたときなどに給付を行う制度。

労働者はいつでも失業するリスクを抱えています。雇用保険制度とは、生活および雇用の安定・就職促進のために、失業等をしたときや教育訓練を受けたときに給付を行う制度です。また、雇用保険制度では、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力の開発等を図るため、雇用安定事業および能力開発事業の二事業も行なっています。

▶▶ 給付の手続きは、全国にあるハローワークで行っている。

雇用保険給付の手続きは、ハローワーク（公共職業安定所）で行っています。また、ハローワークでは、雇用対策として、職業紹介・職業相談・継続的な求人情報の提供・模擬面接や履歴書作成の指導等を行い、就職支援を実施しています。

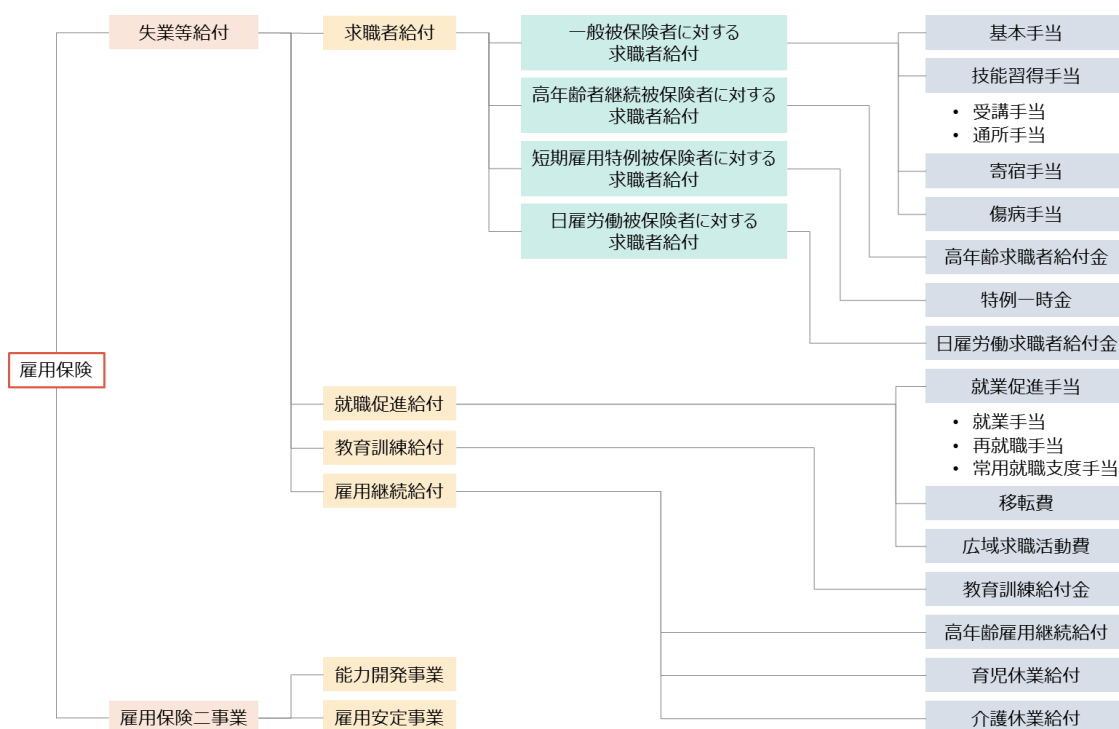


図 2.6.1.1 雇用保険制度

2.6.2 雇用保険の加入要件

▶▶ 要件にあてはまれば、雇用保険の被保険者となる。

常用・パート・アルバイト・派遣など雇用形態にかかわらず、以下の要件にすべてあてはまる方は原則として被保険者となります。加入手続きは事業主が行います。

ただし、雇用保険法第6条にあてはまる方（昼間学生など）は適用除外とされています。

【要件】

- 1週間の所定労働時間が20時間以上

所定労働時間とは：会社が就業規則などにより定めた労働時間のこと。

- 31日以上雇用見込みがあること

※雇用保険は複数の勤務先で加入することはできません。主な勤務先のみで加入することになります。

※ただし、複数の勤務先で働く65歳以上の方が、そのうち2つの勤務先の合計勤務時間20時間以上になる場合には特例で雇用保険に加入することができます。

2.6.3 保険料

▶▶ 保険料は、賃金の総額に保険料率をかけた金額。

雇用保険の保険料は、賃金の総額に雇用保険料率をかけた金額です。一般の事業の場合、0.9%のうち0.3%を被保険者が負担し、残りの0.65%は事業主が負担します。その他の事業については以下の図2.6.3.1に示します。

労働者を一人でも雇用していれば、労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の適用事業となり、事業主は保険料を納付しなければなりません（農林水産の一部の事業は除く）。

事業の種類	負担割合(%)		雇用保険料率(%)
	労働者	事業主	
一般の事業	0.6	0.95	1.55
農林水産 清酒製造の事業	0.7	1.05	1.75
建設の事業	0.7	1.15	1.85

図 2.6.3.1 雇用保険の保険料率

2.6.4 雇用保険制度の財源と支出 | 1年間の雇用保険給付費はいくらなのか

▶▶ 財源には、保険料収入以外にも国庫負担がある。

1年間でどれだけの金額が雇用保険給付に使われているのでしょうか。以下の図 2.6.4.1 に、雇用保険制度の財源と支出を示します。

雇用保険制度の財源には、被保険者や企業（事業主）が支払う保険料のほかに、国庫負担（税金など）があり、これらを財源として失業等給付を行うなど、雇用保険制度は運営されています。

※雇用保険の二事業に関する保険料は全額事業主が負担。

※収支の差額は雇用保険制度の積立金として積み立てられます（差額がマイナスの場合は積立金を財源として使用）。

「令和2年版厚生労働白書 資料編 雇用対策」（厚生労働省）を加工して作成
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/19-2/>)

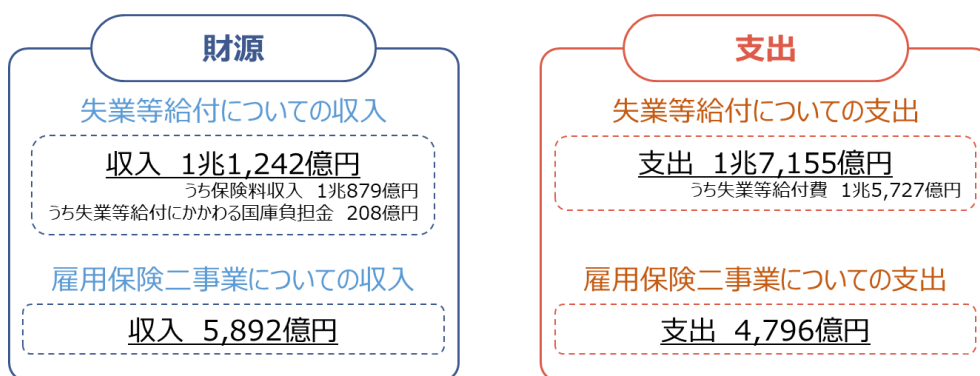


図 2.6.4.1 雇用保険制度の財源と支出

ここからは雇用保険給付について説明していきます。
雇用保険の代表的な給付として基本手当があります。

2.6.5 基本手当

▶▶ 基本手当は、再就職してもらうために支給される。

基本手当とは、雇用保険の被保険者※が失業したときに、早期に再就職してもらうために支給されるものです。基本手当は、失業中の生活不安の軽減、早期再就職の支援を目的としています。

※一般被保険者。

▶ 基本手当の受給要件

基本手当を受けるには、次の要件にすべてあてはまる必要があります。

【要件】

1. ハローワークにて求職の申込みを行い、就職しようとする意思があるにもかかわらず失業の状態にあること。
2. 離職の日以前2年間に、被保険者期間※¹が通算して12か月以上あること。

※¹雇用保険の被保険者であった期間のうち、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月。

※ただし、特定受給資格者または特定理由離職者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が6か月以上であれば基本手当を受給できます。

▶ 支給額

基本手当として支給される1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

▶ 基本手当日額とは

基本手当日額とは、基本手当として支給される1日当たりの金額であり、賃金日額に給付率をかけて計算されます。給付率は50~80%で、賃金の低い人ほど高い給付率となっています（60歳~64歳の方は45%~80%）（図2.6.5.1）。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

▶ 賃金日額とは

賃金日額とは、離職前6ヶ月間の賃金の総額を180で割ったもの。

※臨時に支払われるものおよび3ヶ月を超える期間ごとに支払われるものは除く

$$\text{賃金日額} = \text{離職前6ヶ月間の賃金} \div 180$$

▶ 所定給付日数（基本手当の支給を受けることができる日数）とは

所定給付日数（基本手当の支給を受けることができる日数）は、離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間、離職の理由などによって90日から360日までの間で決定されます（図 2.6.5.2）。倒産・解雇等による離職、やむを得ない理由による離職をした場合などには、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合があります。

▶ 受給期間

基本手当の受給期間は、離職した日の翌日から1年間です。

※病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により30日以上求職活動ができなくなった場合は、その日数分だけ、受給期間を延長することができます（最長で3年間延長可能）。

▶ 待期と給付制限

基本手当の受給資格を得てから最初の7日間は、基本手当は支給されません（これを「待期」といいます）。基本手当は、「待期」の満了以降に支給されます（図 2.6.5.3）。

※「自分の責任による解雇」や「理由もなく退職した」などの場合は、給付制限が発生します。給付制限期間中には基本手当は支給されません。

給付制限

- 自己の責任による解雇（重責解雇）

待機期間満了後から3ヶ月の給付制限

- 正当な理由がなく、自己の理由によって退職

待機期間満了後から3ヶ月の給付制限（5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。）

- 理由もなく、ハローワークの紹介する職業に就くことまたは公共職業訓練を受けることを断ったとき

断った日から1ヶ月間の給付制限

●離職時の年齢が29歳以下※

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,657円以上5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上12,380円以下	80%～50%	4,024円～6,189円
12,380円超え13,670円以下	50%	6,190円～6,835円
13,670円超	—	6,835円（上限額）

※離職時の年齢が65歳以上の方が高齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

●離職時の年齢が30歳～44歳

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,657円以上5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上12,380円以下	80%～50%	4,024円～6,189円
12,380円超え15,190円以下	50%	6,190円～7,595円
15,190円超	—	7,595円（上限額）

●離職時の年齢が45歳～59歳

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,657円以上5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上12,380円以下	80%～50%	4,024円～6,189円
12,380円超え16,710円以下	50%	6,190円～8,355円
16,710円超	—	8,355円（上限額）

●離職時の年齢が60歳～64歳

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,657円以上5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上11,120円以下	80%～50%	4,024円～5,003円
11,120円超え15,950円以下	50%	5,004円～7,177円
15,950円超	—	7,177円（上限額）

図 2.6.5.1 基本手当日額

① 倒産、解雇等により離職した方（特定受給資格者）およびやむを得ない理由により離職した方（特定理由離職者）の所定給付日数

年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

② 障害等により就職が困難な方（就職困難者）の所定給付日数

年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

③ 上記(①、②)以外の離職者の所定給付日数

年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

図 2.6.5.2 所定給付日数（基本手当の支給を受けることができる日数）

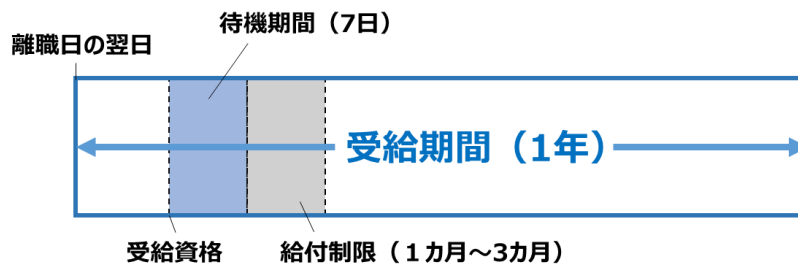


図 2.6.5.3 基本手当の受給期間、待機期間および給付制限

2.6.6 雇用保険給付一覧

▶▶ 基本手当のほかにも、教育訓練給付金などさまざまな給付がある。

雇用保険給付には、基本手当以外にもさまざまな給付があります（次ページ図 2.6.6.1）。

給付の種類			こういときは	支給金額
求職者給付	一般被保険者 に対する求職者給付	基本手当	一般被保険者が失業したとき	(基本手当日額) 賃金日額 × 50%～80%(60歳～64歳は45%～80%)
		技能習得手当	受講手当 受給資格者が安定所の指示した公共職業 訓練等を受けるとき	500円 (日額)
			通所手当 公共職業訓練等を行う施設へ通うために交 通機関、自動車等を利用するとき	20,000円 (上限)
		寄宿手当	受給資格者が安定所の指示した公共職業 訓練等を受けるため、親族と別居して寄宿す るとき	42,500円 (上限)
		傷病手当	受給資格者が離職後、安定所で求職の中 込みをしてから、病気・ケガのために15日以 上職業につくことができないとき	10,700円 (月額)
就職促進給付	高年齢継続被保険者 に対する求職者給付	高年齢求職者給付金	高年齢継続被保険者が失業したとき	基本手当の日額と同額
	短期雇用特例被保険者 に対する求職者給付	特例一時金	短期雇用特例被保険者が失業したとき	- 被保険者であった期間が1年未満の場合 基本手当日額の30日分 - 被保険者であった期間が1年以上の場合 基本手当日額の50日分
	日雇労働被保険者 に対する求職者給付	日雇労働求職者給付金	日雇労働被保険者が失業したとき	基本手当の日額の30日分
	就職促進給付	再就職手当	基本手当の受給資格者が早期に安定した 職業に就職または事業を開始したとき	(日額) 7,500円、6,200円、4,100円の3種類 ※前2月間に納付された印紙保険料の等級別状況に応じて決定される
		就業促進定着手当	再就職手当を受けた方で、再就職後6ヶ月 間の賃金が離職前の賃金より低いとき	- 所定給付日数の1/3以上の支給残日数を残して就職した場合 基本手当日額×支給残日数×60% - 所定給付日数の2/3以上の支給残日数を残して就職した場合 基本手当日額×支給残日数×70%
		就業手当	基本手当の受給資格者が常用雇用以外で 就職したとき	(離職前の賃金日額－再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額) ×再就 職後6ヶ月間の賃金の支払基礎となった日数 ※基本手当日額×支給残日数×40% (上限)
		常用就職支度手当	基本手当の受給資格がある方等で、障害を もつ方や就職が困難な方が安定した職業に 就いたとき	支給対象期間中の各就業日について、基本手当日額×30%
	求職活動支援費	移転費	受給資格者等が安定所の紹介した職業に 就くため、または訓練を受けるために住所ま たは居所を変更する必要があるとき	- 所定給付日数が270日以上または支給残日数が90日以上の方 基本手当日額 × 90 × 40% - 支給残日数が90日未満の方 基本手当日額 × 支給残日数 (45を下回る場合には45) × 40%
		広域求職活動費	受給資格者等が安定所の紹介により、広範 囲の地域にわたる求職活動をする必要があ るとき	移転費として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料、着後手当をそれ ぞれ支給 (着後手当を除く5種については、通常の経路に従って計算され た額を支給)
		短期訓練受講費	受給資格者等が平成29年1月以降に、ハ ローワークの職業指導により再就職のために 必要な職業に関する教育訓練を受け、当該 訓練を修了した場合	広域求職活動費として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料をそれ ぞれ支給 (宿泊料を除く4種については、通常の経路に従って計算された額 を支給)。
		求職活動関係役務利用費	受給資格者等が平成29年1月以降に求人 者との面接等をしたり、教育訓練を受講する ため、子について保育等サービスを利用した 場合	訓練受講のために支払った教育訓練経費の2割 (上限10万円、下限なし)
教育訓練給付	教育訓練給付金	一般教育訓練給付金	厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講 し修了したとき	- 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%相当額 ※ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない 場合は支給されない
		専門実践教育訓練給付金	厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓 練を受講し修了したとき	- 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%相当額 ※1年間で32万円が上限、4千円を超えない場合は支給されない
		教育訓練支援給付金 (令和4年3月31日まで)	初めて専門実践教育訓練を受講する方で、 訓練期間中、失業状態にあるとき	- 追加支給 (修了後、資格等を取得し、修了日の翌日から1年以内に一般被保険 者として雇用された方) - 教育訓練経費の20%相当額 ※訓練経費50%と追加支給20%を合わせた70%相当額の上限は訓 練期間3年の場合168万円、2年の場合112万円、1年の場合56万円
				受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当日額に 相当する額の80%
雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金	60歳以後も継続して雇用されて働くとき	60歳以後の各月に支払われた賃金の最大15% (上限あり)
		高年齢再就職給付金	基本手当を受給後、60歳以後に再就職し たとき	(支給対象期間) 60歳に到達した月から65歳に到達した月まで 60歳以後の各月に支払われた賃金の最大15% (上限あり) ※ただし、同一の就職につき、再就職手当を受けた場合は高年齢再就職 給付金は支給されない
	育児休業給付		1歳未満の子を養育するために休業したとき (保育所に入所を希望しているが、入所で きないなどの場合最長2歳まで延長可能)	(支給期間) - 基本手当の支給残日数が200日以上の場合 再就職日翌日から2年間 - 基本手当の支給残日数が100日以上の場合 再就職日翌日から1年間 ※65歳に達した場合、65歳に達した月まで
	介護休業給付		常時介護が必要な家族を介護するために休 業したとき	- 休業開始時賃金日額×支給日数の67%相当額 (育児休業の開始から6か月経過後は50%相当額) - 休業開始時賃金日額×支給日数の67% (最長3ヶ月)

図 2.6.6.1 雇用保険給付一覧

2.6.7 求職者支援制度

▶▶ 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者のための制度。

求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者※を対象に、職業訓練（求職者支援訓練）を実施し、職業訓練の受講を容易にするための給付金（職業訓練受講給付金：月額 10 万円）を支給するとともに、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を実施することにより、求職者の早期の就職を支援する制度です。

訓練前・訓練期間中・訓練終了後と一貫してハローワークが中心となり、訓練受講者ごとに支援計画を作成し、就職支援を行っています。

※以下は雇用保険を受給できない求職者の一例

- 雇用保険の適用がなかった者
 - 失業給付（基本手当）の支給が終了しても再就職できなかった者
 - 失業給付の受給資格を満たさなかった者
 - 学卒未就職者
 - 自営廃業者
- など。

問 2.10

- (1) 基本手当の受給要件はなにか
- (2) 所定給付日数とはなにか。
- (3) 正当な理由がなく、自己の理由によって退職した場合、基本手当はすぐには支給されない（給付制限）。この場合の給付制限の期間を答えなさい。

税金・社会保障教育
<https://www.mmea.biz>